## 産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策・生産基盤強化対策) 都道府県事業実施方針

## I 収益性向上対策

1 目的

TPP等の発効を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹等の産地の創意工夫により、地域の強みを生かしたイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取 組を加速させる。

このため、本県農業について、次の計画等と整合させながら、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

- ① 青森県「攻めの農林水産業」推進基本方針
- ② 青森県農業振興地域整備基本方針
- ③ 青森県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ④ 各地域の人・農地プラン
- ⑤ 青森県水田フル活用ビジョン
- ⑥ 「あおもりの旨い米」活性化推進計画
- ⑦ 青森県果樹農業振興計画
- ⑧ 青森県花き振興方策
- ⑨ 第3期「日本一健康な土づくり」推進プラン

# 2 基本方針

に、県産
ハー、不圧
じ、水田
0 0
:も可能
OTHE
景合又は直 ┃
うこと
っては
っっては、

作物名	内容及び成果目標達成に向けた取組方向
作物名 野菜・花き (品目は別紙1のとおり)	内容及び成果目標達成に向けた取組方向 稲作から野菜等への転換を進めるとともに、労働力不足に対応した機械化やICTなど革新的技術の導入による省力・低コスト化、特色ある栽培方法や品種の導入による差別化を推進し、産地力の強化を図る。このため、野菜等の作付に必要な機械の導入やパイプハウス・環境制御装置導入等を支援する。 ○販売額又は所得額の10%以上の増加・水稲から野菜や花さへの転換・パイプハウスや環境制御装置導入による収益性の高い施設園芸の推進 など ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減・規模拡大や機械の導入による労働時間を含めた生産コストの削減・規模拡大や機械の導入による労働時間を含めた生産コストの削減・集出荷コストの削減 など 「コスト削減分果の比較の考え方】生産コストの削減 会ど 「コスト削減分 農業者の全生産コストで比較(農業機械、集出荷施設)集出荷・加工コスト削減→ 農業者の全生産コストで比較(共同利用施設)のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能 ○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること・契約栽培による安定販売の推進 など ○農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上とすること・食味・品質を重視した栽培管理の徹底 など ○労働生産性の10%以上の向上・省力化技術の導入による労働時間の短縮 など
	・省力化技術の導入による労働時間の短縮 など ※ ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

作物名	内容及び成果目標達成に向けた取組方向
果樹 (品目は別紙1のとおり)	「青森県果樹農業振興計画」に基づき、計画的な改植などにより、りんごをはじめとする本県果樹産地を支える生産基盤を維持しながら、更なる省力・低コスト化の推進や、担い手や補助労働力の育成・確保、共同防除組織の組織再編等による広域化を推進する。また、県外先進産地と対等に競争できる品目として期待される、ぶどう「シャインマスカット」、おうとう「ジュノハート」などについては、新たな産地形成に向けて、普及拡大を図る。このため、省力化に必要な機械導入や競争力のある品種の生産拡大等を支援する。  ()販売額又は所得網の10%以上の増加・消費者・実需者ニーズを捉えた競争力のある品種の生産拡大・捷度センサーを活用した高糖度商品づくりなどの取組による販売単価の向上 など ()生産コストスは集出荷・加工コストの10%以上の削減・規模拡大や名力化機械の導入による作業効率の向上・共同助除組織による防除作業の効率化や作業受託面積の拡大 など ()コスト削減分 農業者の全生産コストで比較(農業機械、集出荷施設)集出荷・加工コスト削減分 集出荷・加工施設(共同利用施設)のみの計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能 ()契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること・契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること・契約栽培による安定販売の推進 など ()農産物輸出の取組について、直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加、新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上とすること。・食味・品質を重視した栽培管理の徹底 など ()労働生産性の10%以上の向上・省力化技術の導入による労働時間の短縮 など (※) ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

## 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

## (1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業を効果的に実施するため、県関係課、県民局地域農林水産部、(地独)青森県産業技術センター、市町村及び地域協議会等が それぞれ役割分担しながら、連携して推進・指導に当たる。

- (2) 県段階における産地パワーアップ計画の審査方針・体制 県関係課が作目ごとに分担し、次の観点から審査を行う。
- ① 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下、「要綱」という。)に即した内容、目標設定であること
- ② 青森県「攻めの農林水産業」推進基本方針に則した産地力強化に向けた取組を実践するものであること
- ③ 産地パワーアップ計画にあっては、成果目標の設定及び評価方法、フォローアップ体制が適切であること
- (3) 地域段階における産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査方針・体制 地域協議会等の構成員である県民局地域農林水産部、市町村において、当該計画が(2) の観点や県の事業実施方針に沿った内容であり、事業の実効性や成 果が期待できる内容であるかを審査する。

## (4) 各機関の役割分担

機関名等		主な役割
	曲本国共細	・事業の全体調整、国との連絡窓口
	農産園芸課	・都道府県実施方針の策定、都道府県事業計画の作成等
	# 44 1. <del>**</del> **/***	・産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査
	農林水産政策課 作物担当課	・各作物に係る取組内容及び対象経費等の確認、事業評価
		・各作物関係の指導監督 等
県		・産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査
		・助成金の交付事務及び管内地域協議会等への指導監督
	県民局  地域農林水産部	・管内の取組内容及び対象経費等の確認、事業評価
	地域長你小连叫	・普及指導計画に基づき産地の収益性向上の取組を支援
		・効果増進事業の技術実証に係る指導・助言 等

機関名等	主な役割
(地独)青森県産業技術	・産地への革新的技術等の導入支援
センター	・効果増進事業の技術実証に係る指導・助言等
	・産地パワーアップ計画の内容確認
市町村	・取組主体への助成金交付、事業実施状況確認
	・取組主体及び地域協議会への事務指導 等
地域協議会等	・取組主体に対する指導監督
地域励硪云守	・産地パワーアップ計画の作成、目標達成状況の評価等
<b>版</b> 知	・取組主体事業計画の作成
取組主体	・取組主体事業計画の実行・評価等

# 4 取組要件

# (1)基金事業

# ① 整備事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 野菜・花き 果樹 ※品目は別紙1のとおり	<ul><li>○助成対象 要綱の別表2のⅡの1のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。</li><li>○取組要件 要綱の別記2の要件を満たす取組を事業対象とする。</li></ul>

## (注)整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

# ② 生産支援事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 野菜・花き 果樹 ※品目は別紙1のとおり	<ul> <li>○助成対象</li> <li>助成対象機械及び資材は、原則として次のとおりとするほか、別紙2に定めるとおりとする。</li> <li>① 助成対象機械及び資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。</li> <li>② 既存機械等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械等の導入及びリース導入(いわゆる単純更新)は助成対象としない。</li> <li>③ 汎用性の高いトラック、ショベルローダー、バックホー等の車両は助成対象としない。</li> <li>④ 助成対象機械及び資材の導入に当たっては、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により事業費の低減を図る。</li> <li>○取組要件要綱の別記2の要件を満たす取組を事業対象とする。</li> </ul>

# ③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 野菜・花き 果樹 ※品目は別紙1のとおり	<ul> <li>○助成対象 要綱の別記2の要件を満たし、本事業の成果目標の達成に必要不可欠なものとする。 なお、リース及びレンタルにより導入する農業機械については、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。</li> <li>○取組要件 要綱の別記2の要件を満たす取組を事業の対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。</li> </ul>

(2) **整備事業** 要綱に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

	り、以祖内谷及ひ対象在負奇の唯能力法	
取組内容	対象経費の確認方法	
取組内容及び対象経費等の確認方法は、原則として次により行うものとする。		
(1) 基金事業		
①整備事業	○計画申請時 成果目標の算出根拠、共済又は保険等への加入に関する誓約書、概算設計書・見積書等事業費積算根拠となる資料、費用対効果分析、施設の規模決定根拠、施設の能力、稼働期間等の詳細、位置・配置図・平面図、施設の管理運営規程、収支計画、再編利用計画書(既存施設の再編合理化の取組を行う場合)、導入施設・設備カタログ、前年度の青色申告書(農業者の場合)、その他事業の実効性確認に必要な書類(定款、法人登記簿、総会議事録、資金計画、販売計画など)	
	○実績報告時 整備施設の施工後(必要に応じて施工中)の現地確認、出来高設計書など	
②生産支援事業	○計画申請時 成果目標の算出根拠、共済又は保険等への加入に関する誓約書(農業機械等の導入及びパイプハウスの導入の場合)、営農計画、機 械利用計画、機械の規模決定根拠、見積書(3者以上)、カタログ、規約・定款・議事録(法人・団体の場合)、前年度の青色申告 書(農業者で、農業機械等の導入の場合)、費用対効果分析(農業機械等の導入の場合)、その他必要な書類	
	○実績報告時 入札関係書類、リース契約書、売買契約書、納品書、領収書、現地確認など	
③効果増進事業	○計画申請時 成果目標の算出根拠、営農計画、機械利用計画、機械の規模決定根拠、見積書(3者以上)、カタログ、規約・定款・議事録(法人・ 団体の場合)、その他必要な書類	
	○実績報告時 入札関係書類、リース契約書、売買契約書、納品書、領収書、現地確認など	
(2) 整備事業	(1) の①と同じ	

## 6 取組主体助成金の交付方法

取組主体助成金の交付方法は、交付事務の適切な事務処理や円滑な事業実施を確保する観点から、原則として市町村を経由し間接補助金として取組主体に交付する。

。 なお、市町村を経由し間接補助金として取組主体に交付する場合にあっては、産地パワーアップ計画の提出等の実施要綱等に定められた手続についても原則とし て市町村を経由して行うものとし、様式は必要な読替えを行った上で用いるものとする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業を実施するに当たっては、要綱に定めるとおりとするが、特に以下の事項に留意しなければならない。

- (1) 契約条件
  - ①基金事業
    - ○整備事業:原則、一般競争入札により実施すること
    - ○生産支援事業:一般競争入札もしくは複数の業者(原則3者)から見積書を提出させることにより実施すること
    - ○効果増進事業:一般競争入札もしくは複数の業者(原則3者)から見積書を提出させることにより実施すること
  - ②整備事業:原則、一般競争入札により実施すること
- (2) 助成金の返納

事業要件を満たさないことが判明した場合には返納すること

(3)消費税

消費税の課税対象者は、助成金交付額の算定に当たっては消費税等相当額を除くこと

- (4) 財産管理
  - ①財産管理台帳を整備すること (農業機械等のリース導入及び生産資材の導入等を除く)
  - ②農業機械等の導入の場合は動産保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。)、パイプハウスの導入及び施設整備の場合は、国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。)) に加入すること
- (5) 財産処分の制限

耐用年数以内の処分には手続が必要であること

(6) 事業の完了

年度内に事業を完了すること

(7) 事業計画の評価

目標年度の翌年度に評価すること

#### 8 その他

(1) 地域協議会等が産地パワーアップ計画を作成する上での留意事項 地域協議会等が産地パワーアップ計画を作成する際には、当該計画が関係する市町村の政策との整合性が図られるよう配慮すること

## Ⅱ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

#### 1 目的

堆肥、土壌改良資材及び緑肥等(以下「堆肥等」という。)の活用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、農業の 生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図る。

## 2 基本方針

本県では、水稲・畑作・野菜・果樹・花きで県や地域の栽培指針等に基づき土づくりを実施しているものの、地力の低下に由来する農作物の収量等の低下が懸念 されることから、土づくりに資する堆肥等の継続的な施用や作業効率が高いペレット堆肥の施用による実証を行うことで、生産基盤を強化し、安定した収量・品質 に結びつけ、産地の販売額や作付面積の維持・増加を図っていく。

## 3 本事業の推進・指導方針・体制

本事業の推進・指導については、土づくりに意欲がある産地において取組主体となる農業者団体等を対象に、県及び市町村、農協が連携して行うものとする。 なお、関係機関における役割分担については、以下のとおりとする。

県(県の出先機関を含む):事業対象の選定、堆肥等を用いた土づくりの指導等 市町村:事業実施における調整(作物及びほ場の選定)等

農協 : 堆肥等を用いた土づくりの指導、土壌分析 等

農業者団体等 : 堆肥等の調達・運搬・保管・施用、実証ほの設置・運営、土壌分析 等

### 4 取組要件

(1) 取組要件

要綱の別記2の第4の5の(2)のイ、別紙2のIの6及び別表2に掲げられた要件等を満たす取組を対象とする。

- (2) 具体的な取組対象
  - 以下、①~⑦に定めるもののほか、別紙3に定めたものを対象とする。
- - 県内の農地(ただし、牧草地を除く。)で土づくりを継続的に行っていないほ場とし、既に堆肥等の施用を継続的に実施しているほ場は対象としないものとする。
  - ② 作物の選定方針

土地利用型作物(水稲、大豆、麦、子実用とうもろこし、そば等)、果樹、野菜、花き等の作物を事業対象とする。

③ 活用する堆肥及び土壌改良資材等の種類と地域や作物毎の標準的な施用量又は施肥量の設定方針 堆肥及び土壌改良資材は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。)第22条に基づき特殊肥料として届出が なされたもののほか、肥料法第4条に基づき混合堆肥複合肥料として登録がなされたもの、若しくは肥料法第16条の2に基づき指定混合肥料として届出 がなされたもの(ただし、堆肥又は土壌改良資材を配合したものに限る。)、又は地力増進法(昭和59年法律第34号)第11条第1項の政令で定める種類の 土壌改良資材として土壌改良資材品質表示基準(昭和59年10月1日農林水産省告示第2002号)に基づき適切な品質表示がなされたものとする。ただし、混

合堆肥複合肥料及び指定混合肥料については、地力の維持・増進効果が認められるものとする。

緑肥は、対象作物の栽培前又は栽培後には種・すき込みまで行うものを対象とする。 堆肥の施用量は、地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針第Ⅲその他地力の増進に関する重要事項の1に規定される家畜排せつ物等の有機資源の堆 肥化とその利用による土づくりの促進に定められた堆肥施用基準、改訂版「健康な土づくり」技術マニュアル(平成30年2月)等をもとに、地域の気象条 件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定するものとし、実証前の土壌分析結果に基づき増減できるものとする。

土壌改良資材の施用量は、土壌改良資材品質表示基準に基づく表示をもとに、地域の気象条件、土壌条件及び栽培作物等を踏まえて設定する。 緑肥のは種量は、種苗会社のカタログや県の栽培技術指針等に示されている標準は種量を踏まえて設定するものとし、適正な栽培管理を行った上で、子 実等の収穫は行わず、作物体を全てすき込むこととする。

- ④ 堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定方針
  - 堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定については、化学肥料の多投などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析結果等に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては地域及び作物への偏りが生じないように留意するものとする。
- ⑤ 取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施 土づくり効果の確認のため、実証前後に土壌分析を実施し、その結果を県の指示に基づき報告するものとする。なお、分析項目については、地目、土壌 の種類・状態、作物によって異なることから、現地の実態に応じて、県が示す土壌診断基準等により土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1つ以 上設定する。
- ⑥ その他

施用する堆肥については、完熟したものを利用すること、クロピラリドによる生育障害の防止へ対応することなどに留意するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費等は別紙3のとおりとし、事業計画申請時等の確認については、次により行う。

- (1) 計画申請時
  - 堆肥等の施用を行うほ場の位置図、土壌分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、実証ほ設置に係る算定根拠、見積書、その他都道府県知事が 特に必要と認める資料 等
- (2)請求時

堆肥等の施用を行ったほ場の位置図、土壌分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る実績書、発注書・借受書、納品書・分析結果、請求書、領収書(支 払済みの場合)、その他等道府県知事が特に必要と認める資料 等

## 6 取組主体助成金の交付方法

県に支払われる交付額の範囲内で、堆肥等を実証的に活用する面積に10アール当たり30千円(ペレット堆肥を実証的に活用する場合は、10アール当たり35千円) を乗じた額と堆肥散布機のリース導入に係る費用を加算した額を上限として、取組主体に交付する。また、取組主体計画を2カ年で作成する場合は、単年度ごとに 交付額の上限の範囲内で交付額を計算し、交付する。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体への条件については、堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後において、地域で堆肥等の施用による土づくりを継続し、生産拡大に努めるものとする。

## 8 その他